

# 介護保険・介護報酬

図書  
目録



## 介護報酬の解釈

- ▶ 1 単位数表編 P2
- ▶ 2 指定基準編 P4
- ▶ 3 QA・法令編 P6



## 令和3年4月からの 介護報酬・制度の改正点

- ▶ 介護報酬 改正点の解説 P16
- ▶ サービスコードと算定構造 P18
- ▶ 介護保険制度 改正点の解説 P20



- ▶ 障害福祉サービス報酬の解釈 P22
- ▶ 障害者福祉ガイド P24

- ▶ 介護保険制度の解説 P26
- ▶ 介護保険の実務 P28

認知症対策

P30



令和3年4月版

# 介護報酬の解釈

## 2 指定基準編

定価 本体4,500円+税(税込4,950円)

B5判・1,584頁

ISBN978-4-7894-0502-7 C3047 ¥4500E

商品No.110426

R3  
報酬改定  
対応

### 指定基準と関係通知を集成した基本書 条例制定や事業所・施設運営の一助に

- 介護報酬の算定の前提となる事業者・施設の「**指定基準**」について、国が発出した省令・通知を網羅。各サービスについて、「サービス提供の基本方針」「人員基準」「施設・設備基準」「運営基準」を掲載。**指定基準の各条文に解釈通知を配置**、他サービスからの準用規定を読み替えたうえで掲載するなど、実務本位に編集しています。
- 個別サービス提供についての関係告示・通知も併載しています。
- 自治体の条例制定に役立つよう、**従うべき基準**や**標準とする国基準**をわかりやすく示しています。
- 令和3年度介護報酬改定では、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、高齢者虐待防止の推進、LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進などに対応し、基準が改正されました。

本書の構成	
■事業所・施設の指定等のあらまし(解説)	○指定等のしくみのポイントを簡単にまとめています。
■介護報酬改定と指定基準の改正(参考)	○令和3年度の基準改正のポイントを表にまとめています。
I 居宅サービス等の基準 (1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)居宅介護支援	○左欄に国(厚生労働省)による基準省令、右欄にその解釈通知を対照させて配置することにより、項目ごとの規定内容を明快に示しています。
II 施設サービスの基準 (1)介護老人福祉施設 (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設 (4)介護医療院	○他のサービスの規定を準用する旨が定められている項目は、所要の読み替えを行ったうえで準用元の条文・規定を再掲し、実務上の便を図っています。
III 介護予防サービス等の基準 (1)介護予防サービス (2)地域密着型介護予防サービス (3)介護予防支援 付 総合事業のサービス	○各項目について、基準の自治体への条例委任に際し、国(の)基準が①「従うべき項目」、②「標準とする項目」であるものにはそれぞれ記号を付し(③「参酌すべき項目」は無印)、区別がつくようになっています。
IV 指定基準関係告示・通知等	○基準に関連する告示・通知等のうち、個別サービスに固有なものは、サービスの末尾に掲載しています。
V サービス事業所関連—その他の主な通知等	○基準に関連する告示・通知等のうち、複数のサービスに関するものをまとめています。



I-1居宅サービス

## 7 通所介護 (人員、設備、運営の基準)

(※は準用を示す)

左欄は、基準省令  
(国の基準)を配置

### 第1節 基本方針

#### 基本方針

##### 第92条 指定居宅サービスの設当する通所介護

(以下「指定通所介護」という。)が当該事業を行う

事業者(以下「指定通所介護事業者」という。)

こととするべきを(以下「従うべき項目」とい

う。)のうち、2種類の場合は、2種類として扱

われる。

第93条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う

事業者(以下「指定通所介護をうもであることを

示す。)のうち、2種類の場合は、2種類として扱

われる。

第94条 指定通所介護の単位は、指定通所介護

であっての提供時間又は複数の利用に

対する提供時間のうちの1つとする。

第95条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第96条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第97条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第98条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第99条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第100条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第101条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第102条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第103条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第104条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第105条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第106条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第107条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第108条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第109条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第110条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第111条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第112条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第113条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第114条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第115条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第116条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第117条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第118条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第119条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第120条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第121条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第122条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第123条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第124条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第125条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第126条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第127条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第128条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第129条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第130条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第131条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第132条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第133条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第134条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第135条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第136条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第137条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第138条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第139条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第140条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第141条 第94条の規定による通所介護の単位を

當該事業所における提供時間数に応じた

利用者の利用時間数を算定する。

第142条 第94条の規定による通所介護の単

令和3年4月版

# 介護報酬の解釈

## 3 QA・法令編

定価 本体4,500円+税(税込4,950円)  
B5判・1,432頁  
ISBN978-4-7894-0503-4 C3047 ¥4500E  
商品No.110427

R3  
報酬改定  
対応

### 厚生労働省発出のQ&Aをサービス別に整理して収載 関係法令も集成、さらに実務に精通するための一冊

- 厚生労働省によるQ&Aをサービス種別・内容に応じてまとめ、質問の対象となった単位数表等の該当部分とともに掲載しました。
- テーマごとの関連告示・通知と請求書・明細書の記載要領を集大成、介護報酬・指定基準の実務・運用の細部にふみこむ一冊です。

本書の構成	
<b>I 介護報酬Q&amp;A</b>	○厚生労働省「介護サービス関係Q&A」に準じた情報を掲載しています。
(1)全サービス共通	○平成12年の制度発足時から令和2年度までのQ&Aは、介護報酬Q&Aと指定基準Q&Aに大別し、それぞれをサービス種別単位でまとめています。
(2)居宅サービス・介護予防サービス	○令和3年度介護報酬改定に関するQ&Aは別掲しています。
(3)施設サービス	
(4)地域密着型サービス	
<b>II 指定基準Q&amp;A(人員／設備／運営)</b>	
(1)全サービス共通	○単位数表において「別に定める」とされた告示の原文を掲載しているほか、介護報酬の算定の根拠となる法令・通知などをテーマ別に掲載しています。
(2)居宅サービス・介護予防サービス	○介護サービス計画書(ケアプラン)の作成通知や、各サービスの加算等に必要な事務処理手順・様式例も掲載しています。
(3)施設サービス	○介護扶助や市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業といった、単位数表に留まらない情報もカバーしています。
(4)地域密着型サービス	
<b>III 令和3年度報酬改定Q&amp;A</b>	
<b>IV 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の取扱いQ&amp;A等</b>	○介護報酬の請求に関する情報を様式の種類ごとにまとめおり、それぞれの様式の記載方法を端的に知ることができます。
<b>■法令・通知</b>	
(1)単位数表関係告示	
(2)介護報酬算定体制の届出	
(3)居宅介護支援・介護予防支援の計画書等	
(4)事務処理手順・様式例	
(5)居住費・食費の低所得者対策	
(6)介護給付費の請求	
(7)医療保険等との調整	
(8)介護扶助	
(9)介護予防・日常生活支援総合事業	
<b>■請求書・明細書の記載要領</b>	

③居宅看護管理指導・通所系サービス・居住系サービス・施設サービス等  
(答)各利用者の通所サービスの所要時間は、心の状況、希望及びその置かれた環境を踏まえて作成される通所サービス計画に位置づけられた内容によって算出するものであり、各利用者の所要時間に応じた区分で算出することとなる。運営規程や要事項説明書に定める事項におけるサービス提供時間は、これらを踏まえて適正に設定する必要がある。

サービス提供にあたっての所要時間と所要時間区分の考え方  
問24 各所要時間区分の通所サービス費を請求するにあたり、サービス提供時間の最低限の所要時間はあるのか。

・ 所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置づけられた通所サービスを行ったための標準的な時間によるところとされており、例えば通所介護計画に位置づけられた通所介護のサービスが8時間以上9時間未満であれば、8時間以上9時間未満の通所介護費を請求することとなる。

・ たしかに、通所サービスの提供の時間に際しては、予めサービス提供の内容や利用料等の重要な事項について、厚生労働省の説明を行った上で同意を得ることとなっていることから、利用料に応じた、利用者が明確可能なサービス内容となる必要があることに留意すること。

\* 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成24年3月16日) 間581削除する。

(平24.3.16削除) 各所要時間区分の通所サービス費を請求するにあたり、サービス提供時間の最低限の所要時間はあるのか。  
(答)所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置づけられた通所サービスを行ったための標準的な時間によるところとされており、例えば通所介護計画に位置づけられた通所介護の内容が8時間以上9時間未満であれば、8時間以上9時間未満の通所介護費を請求することとなる。当該通所介護計画におけるサービスが8時間以上9時間未満の場合は、7時間以上8時間未満の通所介護費を請求することとなる。ただし、通所介護の実際の開始に際しては、あらかじめ、サービス提供の内容や利用料等の重要な事項について説明を行って同意を得ることとなっていることから、利用料に応じた、利用者が明確なサービス内容となる必要があることに留意すること。

問25 1人の利用者それまでのプロトコル、事態ごとに区分して算定する場合、1日未満の場合は1日未満を算定する。  
・ 単に1日の通所介護までの間の合計時間で算定する。  
12時間までの間の合計時間で算定する。  
問26 1人の利用者それまでのプロトコル、事態ごとに区分して算定する場合、1日未満の場合は1日未満を算定する。  
・ 単に1日の通所介護までの間の合計時間で算定する。

\* 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成24年3月16日) 間64は削除する。  
(平24.3.16削除) 7時間の通所介護に引き続いて5時間の通所介護を行った場合は、それぞれの通所介護費を算定するのか。  
(答)ひと月方にわたり、それまでのプロトコルが個々の利用料に応じて作成され、当該プログラムを使って、単位ごとに算定する場合と、ひと月にわたり、各利用者ごとに算定して算定できる。この場合も、1日につき算定することとされている指定期間は当該利用者についても該当日につき算定できる。  
單日以下の通所介護の延長として日々に通所介護を行った場合は、通所介護時間は12時間として、所要時間7時間以上9時間未満の通所介護費を3時間分の延長サービスを加算して算定する。

- 12 -

令和3年度報酬改定Q&Aでは、削除されたQ&Aや修正される前のQ&Aがあった場合はあわせて掲載

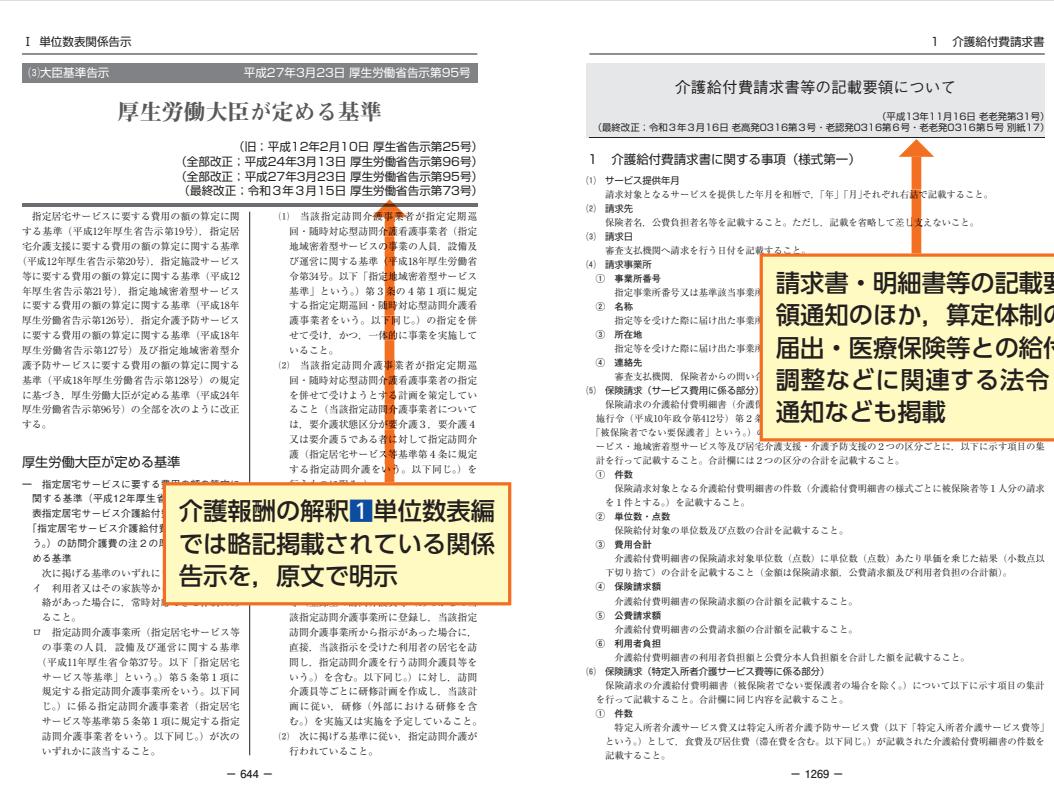
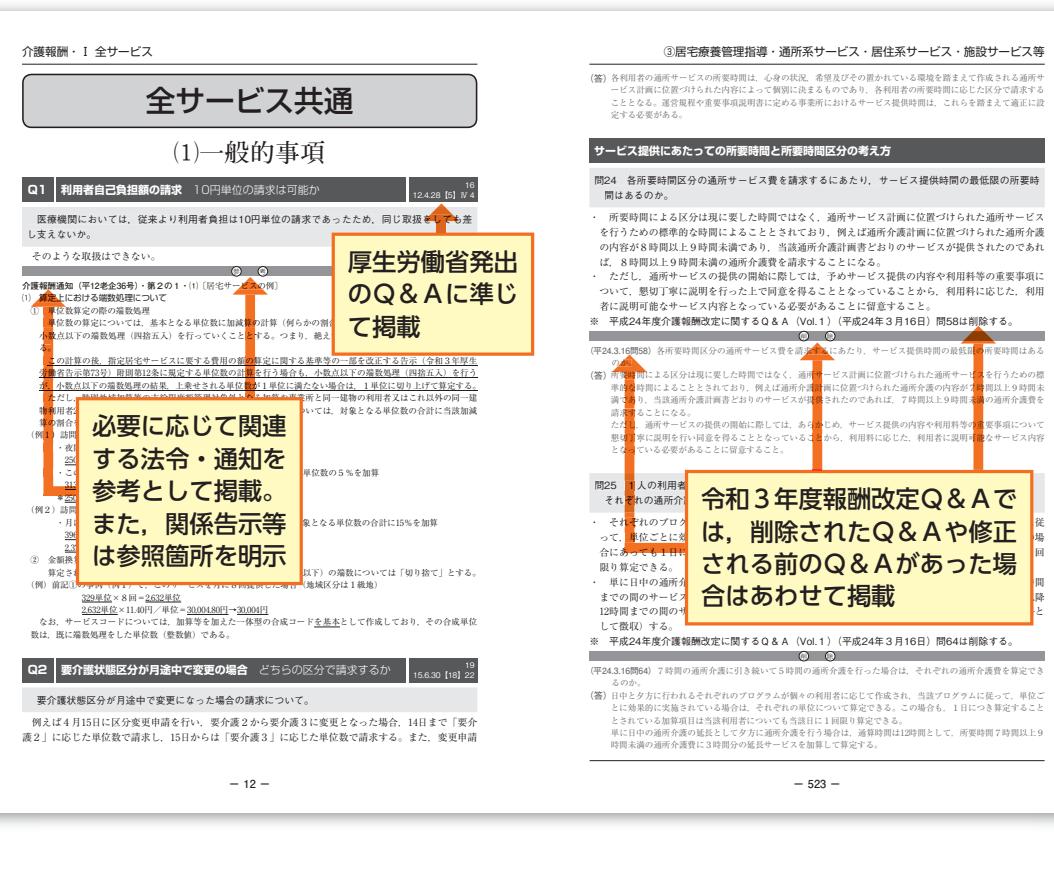
※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成24年3月16日) 間64は削除する。

(平24.3.16削除) 7時間の通所介護に引き続いて5時間の通所介護を行った場合は、それぞれの通所介護費を算定するのか。

(答)ひと月方にわたり、それまでのプロトコルが個々の利用料に応じて作成され、当該プログラムを使って、単位ごとに算定する場合と、ひと月にわたり、各利用者ごとに算定して算定できる。この場合も、1日につき算定することとされている指定期間は当該利用者についても該当日につき算定できる。

單日以下の通所介護の延長として日々に通所介護を行った場合は、通所介護時間は12時間として、所要時間7時間以上9時間未満の通所介護費を3時間分の延長サービスを加算して算定する。

- 523 -



# 在宅サービス 介護報酬 算定の手引

定価 本体2,500円+税(税込2,750円)

B5判・272頁  
ISBN978-4-7894-1537-8 C3047 ¥2500E  
商品No.130254

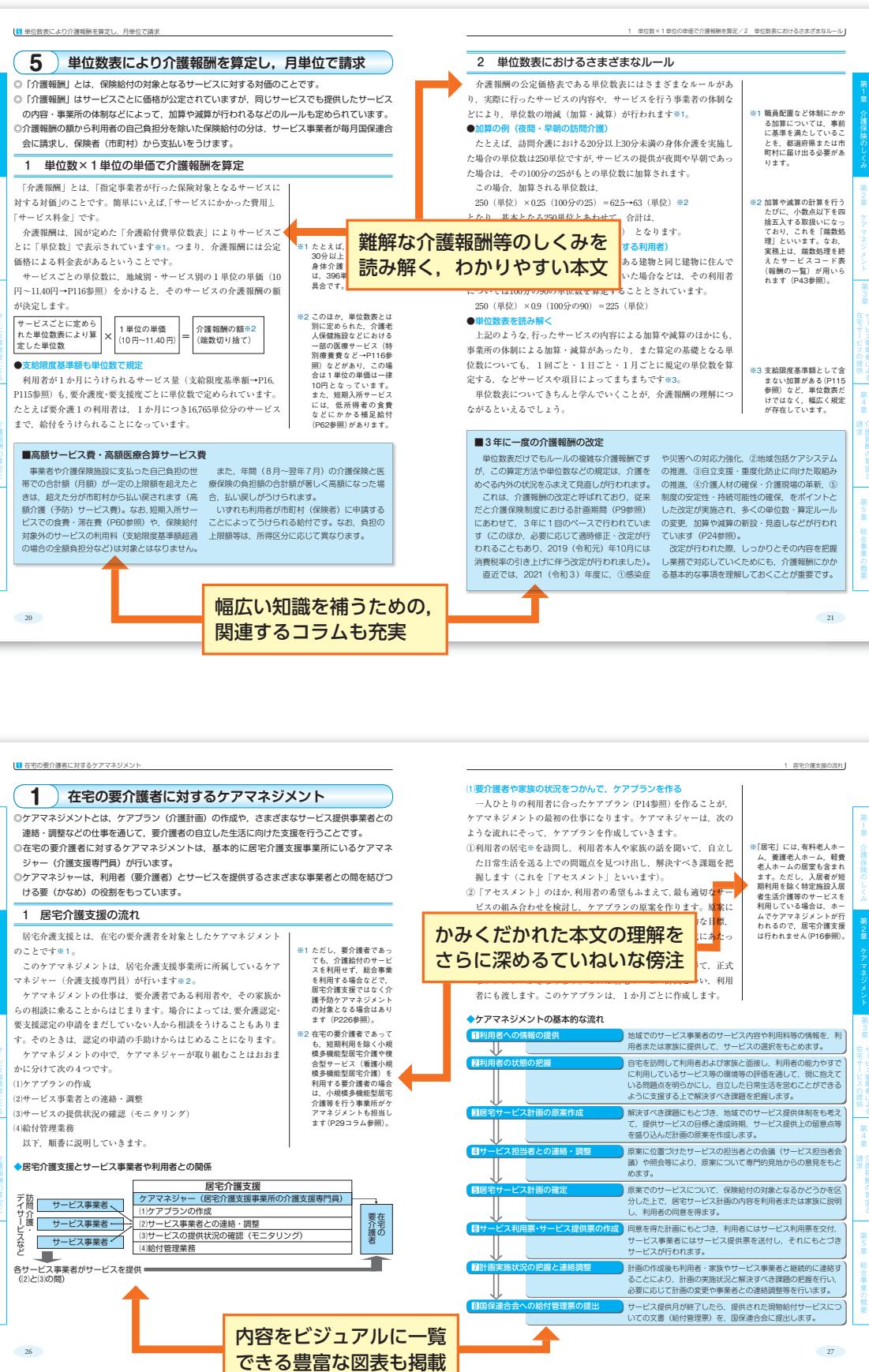


## ケアプランの作成から介護報酬の算定・請求まで、 在宅サービス提供の流れにそってやさしく解説

- 介護保険の在宅サービスに携わる方に向けて、**わかりやすさ**を目指して編集しています。
  - 制度の意味を丁寧に説明、**コンプライアンス (法令遵守)** の意識も身につきます。
  - 定番の「**介護報酬の解釈**」(2頁～参照) を**もっと有効に使いこなす**ためにも役立つ一冊です。

## 本書の構成

<b>I 介護保険のしくみ</b> (1)「介護を社会で支えあう」介護保険制度の骨格 (2)サービスをうけるには認定が必要 (3)サービス提供にあたってのケアマネジメント (4)基準にもとづくサービスの提供 (5)単位数表により介護報酬を算定し、月単位で請求 (6)令和3年度からの制度・報酬改正	○介護保険制度の骨格から、認定・ケアプランの作成・サービスの提供・介護報酬の算定まで、その概要をわかりやすく解説。
<b>II ケアマネジメント</b> (1)在宅の要介護者に対するケアマネジメント (2)要支援者に対する介護予防ケアマネジメント	○最適なケアプランの作成と適切な給付管理について、バランスよく解説。
<b>III サービス事業者による在宅サービスの提供</b> (1)基準にそった適切なサービスの実施 (2)サービス提供時に利用者からうけ取る利用料等 (3)サービス提供の留意点	○サービス実施にかかる基準や利用者からうけ取る利用料などの原則、各サービスの留意点を解説。
<b>IV 介護報酬の算定と請求</b> (1)単位数表等の基本的なしくみ (2)各サービスに共通・関連する介護報酬の事項 (3)各サービスの介護報酬 (4)介護報酬の請求と支払	○単位数表などについての基本的なしくみやサービスごとの介護報酬のほか、請求や支払について解説。
<b>V 地域支援事業の概要</b> (1)保険給付とは異なる支援・総合事業 (2)総合事業における介護予防ケアマネジメント (3)介護予防・生活支援サービス事業によるサービスの提供 (4)介護予防・生活支援サービス事業によるサービスの費用等	○介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を中心に、介護予防ケアマネジメントからサービスの提供・費用の請求までについて、サービス事業者が知っておきたい事項を重点的に解説。
<b>付録 「介護報酬の解釈」の実例</b>	○「介護報酬の解釈」の構成と本書の記載をリンクさせ、そのしくみを解説。



令和3年4月版

# 医療・介護 給付調整ガイド

新刊

R3  
報酬改定  
対応

定価 本体3,000円+税(税込3,300円)

B5判・216頁

ISBN978-4-7894-0680-2 C3047 ¥3000E

商品No.160450



## 医療保険と介護保険の接点となる給付調整の内容を一望 医療・介護連携のために知っておきたい制度のしくみをわかりやすく解説

- 医療と介護は、両者あいまって高齢者のQOLの維持・向上に重要な役割を担っています。その制度的基盤である医療保険と介護保険との関係についてまとめました。
- 介護・要支援の方に対する医療の提供は、「介護保険優先」の原則により、介護サービスでまかなえるものについては、医療保険では給付されないことになっています(給付調整)。本書では、要介護・要支援の方について医療保険で算定できない項目や、原則的には算定できないが算定が可能となる場合などを具体的に紹介し、実務に役立つ内容となっています。
- 連携支援に携わるケアマネジャー、医療ソーシャルワーカーなどの専門職をはじめ、医療と介護にかかわるあらゆる職種の方々にお勧めしたい一冊です。

## 本書の構成

序 医療保険と介護保険	医療保険・介護保険の役割や基本的なしくみを説明した上で、給付調整の意味合いを解説しています。また、給付調整をより明快に理解するために役立つ知識として、介護保険のサービス種類や医療保険の点数表の構成について取り上げています。
I 給付調整一覧	厚生労働省発出の「給付調整通知」のなかで給付調整の内容を点数表レベルで具体化している「別紙」を、「在宅」「入院」「入所」別に再編成し、かつフルカラーで見やすく編集。複雑な規定も一目でわかるよう配慮しました。
II 給付調整のポイント	「在宅」「入院」「入所」別にポイントとなる項目を拾い上げ、給付調整の考え方を解説。各場面における実務の助けになることを念頭に置いた記述となっています(2色刷)。 「訪問看護」こんなときは介護保険・こんなときは医療保険 「リハビリテーション」急性期・回復期・維持期の流れと使い分け 「施設入所」特養・老健・介護医療院それぞれ独自の給付調整
III 相互に関連する規定総覧	給付調整の規定はもちろん、点数表もポイントとなる項目を収載しています。立体的・多面的な理解ができるよう、各種工夫して編集しています(2色刷/1色刷)。 (掲載した主な規定) 医科点数表 告示と通知(介護保険との調整・連携に係る箇所を抜粋) 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(告示) 医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について(通知) 特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(通知) 疑義解釈(事務連絡)

## I 在宅(グループホーム、特定施設等を含む)の要介護者等に関する医療保険との給付調整

区分	白字: 社会福祉施設、身体障害者施設等、医療機関等(※原則在宅生活介護、看護予報付期入所生活介護、短期入所生活介護等を除く)の要介護者等に対する医療保険の算定(※原則在宅介護予報付期入所生活介護等を除く)の算定	青字: 小規模多機能型居宅介護(※原則在宅介護予報付期入所生活介護等を除く)の算定	赤字: 外部サービス利用型居宅介護(※原則在宅介護予報付期入所生活介護等を除く)の算定
医療診療報酬			
A 初・再診料	B009 診療情報提供料(1)		
注1(初診料・保健医療報酬)	○		
注2(初診料・医療機関等)	○		
注3(初診料・身体障害者施設)	○		
注4(初診料・看護予報付期)	○		
注5(初診料・医療機関等)	○		
注6(初診料・訪問看護状況評価料)及び 注7(初診料・ハイスピード検査料)	○		
注8(初診料・認定料)※認定料(別表付)	○		
注9(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注10(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注11(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注12(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注13(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注14(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注15(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注16(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注17(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注18(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注19(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注20(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注21(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注22(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注23(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注24(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注25(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注26(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注27(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注28(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注29(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注30(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注31(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注32(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注33(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注34(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注35(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注36(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注37(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注38(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注39(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注40(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注41(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注42(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注43(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注44(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注45(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注46(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注47(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注48(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注49(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注50(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注51(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注52(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注53(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注54(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注55(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注56(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注57(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注58(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注59(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注60(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注61(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注62(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注63(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注64(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注65(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注66(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注67(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注68(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注69(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注70(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注71(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注72(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注73(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注74(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注75(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注76(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注77(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注78(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注79(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注80(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注81(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注82(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注83(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注84(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注85(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注86(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注87(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注88(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注89(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注90(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注91(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注92(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注93(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注94(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注95(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注96(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注97(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注98(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注99(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注100(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注101(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注102(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注103(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注104(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注105(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注106(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注107(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注108(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注109(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注110(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注111(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注112(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注113(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注114(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注115(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注116(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注117(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注118(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注119(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注120(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注121(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注122(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注123(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注124(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注125(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注126(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注127(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注128(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注129(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注130(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注131(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注132(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注133(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注134(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注135(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注136(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注137(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注138(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		
注139(初診料・精神疾患治療料)※精神疾患治療料(別表付)	○		

令和3年4月版

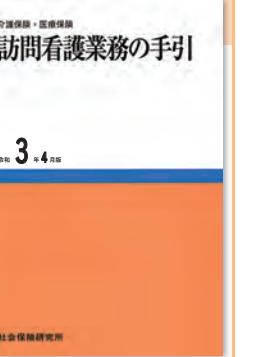
# 介護保険・医療保険 訪問看護業務の手引

定価 本体3,800円+税(税込4,180円)

B5判・832頁

ISBN978-4-7894-0460-0 C3047 ¥3800E

商品No.140620

R3  
報酬改定  
対応

## 訪問看護ステーション必携 介護保険も医療保険も算定はこれでOK!

- 訪問看護ステーションが行う介護保険・医療保険の訪問看護業務の進め方をまとめました。
- ステーションの開設から、訪問看護の実施、費用の請求（レセプトの作成）まで、図表を駆使してわかりやすく解説しています。
- よく使う様式から根拠となる法令・通知まで、業務に関連する資料を網羅した決定版です。

### 本書の構成

**解説編** 制度の概要／訪問看護ステーションの開設／事業者の指定／運営／介護給付費／訪問看護療養費／関連診療報酬／公費負担医療 等

**様式集** 指定関係／運営関係／請求関係／公費等関係

関係法令・通知等

介護保険のあらまし／介護保険のサービスコード表

### 章の冒頭でポイントを紹介

介護給付費（訪問看護費・介護予防訪問看護費）の支給

#### 第6 介護給付費（訪問看護費・介護予防訪問看護費）の支給

要介護者、要支援者に対して行った訪問看護に要する費用は介護保険法に基づく居宅介護サービス費（訪問看護費）・介護予防サービス費（介護予防訪問看護費）として、指定訪問看護ステーションに支払われます。訪問看護費（介護予防訪問看護費を含みます。以下同じ）は単位数で表しますがその額は、所要時間ごとに4区分された単位数（又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が実施した場合の単位数）に各様の加算項目のうち該当するものに足し合わせ、これに地域割により1単位単価を乗じた額となります。このほか、要介護者に対する訪問看護費には、定期巡回・随時対応サービス事業所は月額定額賃金となっていますが、この場合は、訪問看護事業者は、訪問看護費として介護報酬を支払います。

利用者は指定訪問看護を利用した場合、その費用の1割（65歳以上の一定以上所得者は、2割又は3割（特に所得の高い人））の利用料を指定訪問看護ステーションに支払います。制度上、その他の料金としては、通常の訪問看護の実施地域以外の地域における指定訪問看護にかかる交通費があります。

なお、指定訪問看護ステーションは、毎月国保連合会に訪問看護費の請求を行い、その支払を受けます。

#### I 訪問看護費の額

##### 1 訪問看護費の支払

訪問看護に要する費用は、介護保険法に基づいて、市町村長が訪問看護として支給することになっていますが、法的形式にはいわゆる現金給付です。利用者が訪問看護を受けた場合に、その費用を利用者が一時、訪問看護ステーションに支払い、後日市町村長からの費用の償還を受けるというものです。利用者の経済的な負担を考慮して、実際には現金給付の形がとられています。これにより、利用者は、本人負担の利用料のみ（原則1割、2割又は3割）で訪問看護が受けられます。残りの費用は訪問看護ステーションが国保連合会を通じて市町村に介護報酬として請求されます。

この介護報酬の請求権は、介護保険法の規定により、2年を経過すると時効によって消滅します。

#### 2 訪問看護費の算定対象者と算定構造

##### 1) 訪問看護の利用者

居宅している要介護者、要支援者であって、通院が困難であり、主治医が訪問看護の必要を認めて訪問看護指示書が交付された者です。ただし、末期の悪性腫瘍の他に厚生労働大臣が定める疾病等（利用者等告示第4号・巻末2で規定する疾病等）の患者、急性増悪により一時的に頻繁に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書（指示の日から14日間を限度とする）を交付された患者は除きます。（医療保険給付対象の訪問看護の利用者となるため、介護保険の算定はできません。）

介護保険法により訪問看護の給付を受けることができるときは医療保険では行わないことになります。ただし、要介護者等で精神障害者の場合は、医療保険からの訪問看護とします（精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護療養費。精神科訪問看護基本療養費を算定する場合、訪問看護管理費等もあわせて算定できます）。なお、要介護者等が認知症の患者のときの精神科訪問看護基本療養費の算定については、65歳を参照してください。

利用者が定期巡回・随時対応サービスを利用した場合、その費用の1割（65歳以上の一定以上所得者は、2割又は3割（特に所得の高い人））の利用料を指定訪問看護ステーションに支払います。制度上、その他の料金としては、通常の訪問看護の実施地域以外の地域における指定訪問看護にかかる交通費があります。

なお、指定訪問看護ステーションは、毎月国保連合会に訪問看護費の請求を行い、その支払を受けます。

また、利用者が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、介護・看護一体型の事業所からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回・随時対応サービス」と）又は複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を受けている際は、訪問看護費は算定できません。このうち、外部サービス利用基準の特定施設の入居者に対しては、特定施設サービス計画に基づき、外部サービスの提供事業者として、訪問看護を実施することができますが、介護報酬の算定については別の規定によります（→91頁）。なお、グループホームや特定施設の事業者が訪問看護の必要を認めた場合、各事業者の負担でサービスを利用することはできます。

※介護保険による訪問看護費を算定しない疾病等

①末期の悪性腫瘍

②特に厚生労働大臣が定める疾患等（利用者等告示第4号・巻末2）

③急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示の日から14日間以内

④利用者が以下のサービスを受けている間（例外あり、ア）

ア、短期入院サービス（介護予防サービスを含む）

### 随所に参照頁の案内を表示

【サービス提供体制強化加算の算定期要件】	
要 件	内 容
研修の実施	訪問看護ステーションのすべての看護職員（看護師、看護助手、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）に対する看護師等による研修計画を作成し、計画に従い、研修（外部の研修を含む）を実施していること（または実施を予定していること）
会議の開催	①利用者に関する情報の伝達（②サービス提供に当たっての留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議・定期的に開催していること） ・1回以上少なくとも2回の事例について、その変化の動向も含め、記載 ③利用者のADL・ADL、利用者の必要な手当やサービス提供の特徴・家族を含む環境・前回のサービス提供時状況・④その他サービス提供に必要な事項
健康診断等の定期的な実施	すべての看護師等に�し、健康診断等を定期的に実施していること ・少なくとも1年以内に2回以上、事業主の費用負担により実施 ⑤新規に加算を算定しようとする場合は、1年以内の実績が計測されていること足りる（年度中の実績に算定を開始する場合は、この加算については、このほかのように規定されています）

### 改定事項を明解に解説

用者については、定期巡回・随時巡回・定期巡回・定期巡回の実施に応じて、ターミナルケア加算や、医療保険におけるターミナルケア療養費は算定できません。

③事業所において、死亡日及び死亡前14日前に医療保険又は介護保険の給付対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算（ターミナルケア療養費）を算定します。医療保険でターミナルケア療養費が算定された場合は、介護保険のターミナルケア加算は算定できません。

④ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関に搬送し、24時間以内に死亡が確認された場合等でも、ターミナルケア加算を算定できます。

5）サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、勤続年数7年以上（サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は3年以上（同（Ⅱ））の職員を30%以上配属している場合に加算されるものです。具体的には、次頁の表の要件を満たしているものとして認定府が事前に算定するものです。次頁の表の要件を満たしているものとして認定府が事前に算定するものです。各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。令和3年4月における勤続年数3年以上の者とし、令和3年4月31時点まで勤続年数3年以上となる者をいう。

①勤続年数の場合は、毎月以降においても、直近3ヶ月間の職員の勤続率について、毎月統計的に30%以上を維持しなければなりません。勤続は毎月記録し、30%以下となった場合、ただちに勤続率算定書面に届け出ます。

②勤続年数の場合は、各月の前月の末日時点における勤続年数3年以上の者とし、令和3年4月31時点まで勤続年数3年以上となる者をいう。

③勤続年数の場合は、毎月以降においても、直近3ヶ月間の職員の勤続率について、毎月統計的に30%以上を維持しなければなりません。勤続は毎月記録し、30%以下となった場合、ただちに勤続率算定書面に届け出ます。

同一事業所で指定訪問看護を複数の看護師と一ヶ月にわたって行っている場合は、本算定の計算も一ヶ月にわたります。

（参考）外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における訪問看護の費用

特定施設が算定する訪問看護の費用は、基本部分の単位料（所要時間別に定められた単位数）の100%の90%となっています（各様の加算は算定できません）。訪問看護ステーションは、特定施設との委託契約に基づき、委託料の支払を受けます（利用者は契約額にあります）。

#### 6 定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（定期巡回・随時対応サービス事業所）のうち、「介護・看護連携」の事業所は、自らは訪問看護を行わず、連携先の訪問看護事業所（1人の

同一事業所で指定訪問看護を複数の看護師と一ヶ月にわたって行っている場合は、本算定の計算も一ヶ月にわたります。

#### 同一事業所で定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（定期巡回・随時対応サービス事業所）のうち、「介護・看護連携」の事業所は、自らは訪問看護を行わず、連携先の訪問看護事業所（1人の

同一事業所で定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合

同一事業所で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（定期巡回・随時対応サービス事業所）のうち、「介護・看護連携」の事業所は、自らは訪問看護を行わず、連携先の訪問看護事業所（1人の

同一事業所で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合

同一事業所で定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連



令和3年4月版

# 介護報酬 改正点の解説

R3  
報酬改定  
対応

定価 本体4,500円+税(税込4,950円)

A4判・1,128頁

ISBN978-4-7894-7074-2 C3032 ¥4500E

商品No.700064



## 介護報酬改定の関連資料などの最新情報を集成 新報酬のポイントを明快に提示した担当者必携の書

●令和3年4月の介護報酬改定の概要、すべてのサービスについての介護報酬（単位数表）・指定基準の新旧対照表、関係告示・関係通知の改正点を審議会等での資料にもとづき集成了しました。

●改定対応業務のための定本として、改定の概要、単位数表・新旧対照表の重要な資料は、**2色刷りで改正点が明快にわかるように作成**するなど、実務に活用しやすい一冊です。

## 本書の構成

## I 令和3年度介護報酬改定の概要

- (1)改定に係る基本的な考え方～基本認識
- (2)改定の主な事項について
- (3)改定における改定事項について

最終答申段階の審議会資料を見やすく掲載。改定のポイントをひと目で把握できます。

## II 介護給付費単位数表等新旧対照表

- (1)居宅サービス (2)居宅介護支援 (3)施設サービス
- (4)介護予防サービス (5)地域密着型サービス
- (6)地域密着型介護予防サービス (7)介護予防支援

基本サービス費や各種の加算を新旧対照表の形式で掲載。単位数の増減や新設項目が素早く確認できます。

## III 介護報酬の算定構造

- (1)居宅サービス・介護予防サービス
- (2)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- (3)居宅介護支援・介護予防支援
- (4)施設サービス

サービスごとに算定項目を一覧表にまとめた算定構造。改正箇所を色刷りにして見分けやすくなっています。

## IV 基準省令等の改正

事業所・施設の人員配置や運営について、見直すべきポイントをわかりやすく提示しています。

## V 関係告示

## VI 令和3年度介護報酬改定 報酬関係通知

## VII 令和3年度介護報酬改定 基準関係通知

## VIII 届出関係及び請求関係等

## IX 令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (Vol.1 ~3)

参考 事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第19報)

1 介護報酬 改正点の解説 令和3年4月版

1-1 訪問介護費（単位数表） 新旧対照表

(下線部分は令和3年4月改正部分)

添 正 後 添 正 前

別表 指定基準等による報酬

1 訪問介護費

イ 基本報酬が中心である場合

① 所要時間10分以上未満の場合

② 所要時間10分以上未満未満の場合

③ 所要時間30分以上未満未満の場合

④ 所要時間30分以上未満未満の場合

⑤ 所要時間30分以上未満未満の場合

⑥ 生活援助を中心とする場合

⑦ 所要時間30分以上未満未満の場合

⑧ 通常等のための東京標準による報酬の介護が中心である場合

⑨ 生活援助を中心とする場合

⑩ 生活援助を中心とする場合

⑪ 生活援助を中心とする場合

⑫ 生活援助を中心とする場合

⑬ 生活援助を中心とする場合

⑭ 生活援助を中心とする場合

⑮ 生活援助を中心とする場合

⑯ 生活援助を中心とする場合

⑰ 生活援助を中心とする場合

⑱ 生活援助を中心とする場合

⑲ 生活援助を中心とする場合

⑳ 生活援助を中心とする場合

㉑ 生活援助を中心とする場合

㉒ 生活援助を中心とする場合

㉓ 生活援助を中心とする場合

㉔ 生活援助を中心とする場合

㉕ 生活援助を中心とする場合

㉖ 生活援助を中心とする場合

㉗ 生活援助を中心とする場合

㉘ 生活援助を中心とする場合

㉙ 生活援助を中心とする場合

㉚ 生活援助を中心とする場合

㉛ 生活援助を中心とする場合

㉜ 生活援助を中心とする場合

㉝ 生活援助を中心とする場合

㉞ 生活援助を中心とする場合

㉟ 生活援助を中心とする場合

令和3年4月版

# 介護報酬 サービスコードと算定構造

R3  
報酬改定  
対応

定価 本体3,500円+税(税込3,850円)

A4判・912頁

ISBN978-4-7894-0321-4 C3032 ¥3500E

商品No.130351



介護報酬の請求・ケアプランの作成等に用いるサービスコード表を完全収載  
算定構造・単位数表と、単位数に係る改定の全貌をこの一冊に

●介護報酬の請求や、ケアプランの作成・給付管理に必要となる「サービスコード」を網羅しています。また、合成単位数の元となる単位数表を新旧対照表形式で掲載。サービスごとにまとめているため、サービスコードの根拠とあわせて確認できます。

●さらに、単位数表をビジュアルに図示した「算定構造」も掲載。「単位数表」「算定構造」「サービスコード」のつながりを一冊に集約。それぞの参照箇所を丁寧に示すことで、難解な単位数表の構成を読み解くとともに、合計およそ25,000コードにも及ぶ合成単位数の根拠を確認できます。

本書の構成	
<b>I 解説編</b>	<p>○介護報酬の請求・給付管理等に関し、「単位数表」「算定構造」「サービスコード」とはなにかという基本的な知識を整理しています。</p> <p>○また、区分支給限度基準額・地域区分や1単位の単価・補足給付についてなど、必要な情報を掲載しています。</p>
<b>II サービスコード編 (単位数表新旧対照表付)</b>	<p>○使い勝手を重視し、居宅サービス、地域密着型サービスなどの大きな区分にとどまらず、訪問介護、夜間対応型訪問介護等、「単位数表新旧対照表」と「サービスコード」を、各サービスごとに切り分けて掲載しています。</p> <p>○また、サービスコードを構成する項目が、単位数表においてはどこに掲載されているのか等、参照先を明示することで、有機的なつながりをもってまとめています。</p>
<b>III 算定構造編</b>	<p>○基本単位数や加減算など、単位数表においては文章により記載されていた規定を図示した、「算定構造」を網羅しています。</p> <p>○「II サービスコード編」の参照先を明示するなど、「単位数表」「サービスコード」とのつながりを重視し掲載しています。</p>
<b>IV 付録 (総合事業関連)</b>	<p>○サービス事業の概要のほか、国が規定する基準(単位数等)、サービスコード表、算定構造を掲載しています。</p>

## ●単位数表

### 1-1 訪問介護費 (単位数表) 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表 指定サービス介護報酬単価表	
1. 施設内介護	1. 施設内介護
2. 居宅介護支援	2. 居宅介護支援
3. 居宅介護支援事業者	3. 居宅介護支援事業者
4. 訪問介護	4. 訪問介護
5. 訪問看護	5. 訪問看護
6. 通院介護	6. 通院介護
7. 介護職員訪問介護	7. 介護職員訪問介護
8. 介護職員通院介護	8. 介護職員通院介護
9. 介護職員訪問看護	9. 介護職員訪問看護
10. 介護職員通院看護	10. 介護職員通院看護
11. 介護職員訪問介護加算	11. 介護職員訪問介護加算
12. 介護職員通院介護加算	12. 介護職員通院介護加算
13. 介護職員訪問看護加算	13. 介護職員訪問看護加算
14. 介護職員通院看護加算	14. 介護職員通院看護加算
15. 介護職員訪問介護加算	15. 介護職員訪問介護加算
16. 介護職員通院介護加算	16. 介護職員通院介護加算
17. 介護職員訪問看護加算	17. 介護職員訪問看護加算
18. 介護職員通院看護加算	18. 介護職員通院看護加算
19. 介護職員訪問介護加算	19. 介護職員訪問介護加算
20. 介護職員通院介護加算	20. 介護職員通院介護加算
21. 介護職員訪問看護加算	21. 介護職員訪問看護加算
22. 介護職員通院看護加算	22. 介護職員通院看護加算
23. 介護職員訪問介護加算	23. 介護職員訪問介護加算
24. 介護職員通院介護加算	24. 介護職員通院介護加算
25. 介護職員訪問看護加算	25. 介護職員訪問看護加算
26. 介護職員通院看護加算	26. 介護職員通院看護加算
27. 介護職員訪問介護加算	27. 介護職員訪問介護加算
28. 介護職員通院介護加算	28. 介護職員通院介護加算
29. 介護職員訪問看護加算	29. 介護職員訪問看護加算
30. 介護職員通院看護加算	30. 介護職員通院看護加算
31. 介護職員訪問介護加算	31. 介護職員訪問介護加算
32. 介護職員通院介護加算	32. 介護職員通院介護加算
33. 介護職員訪問看護加算	33. 介護職員訪問看護加算
34. 介護職員通院看護加算	34. 介護職員通院看護加算
35. 介護職員訪問介護加算	35. 介護職員訪問介護加算
36. 介護職員通院介護加算	36. 介護職員通院介護加算
37. 介護職員訪問看護加算	37. 介護職員訪問看護加算
38. 介護職員通院看護加算	38. 介護職員通院看護加算
39. 介護職員訪問介護加算	39. 介護職員訪問介護加算
40. 介護職員通院介護加算	40. 介護職員通院介護加算
41. 介護職員訪問看護加算	41. 介護職員訪問看護加算
42. 介護職員通院看護加算	42. 介護職員通院看護加算
43. 介護職員訪問介護加算	43. 介護職員訪問介護加算
44. 介護職員通院介護加算	44. 介護職員通院介護加算
45. 介護職員訪問看護加算	45. 介護職員訪問看護加算
46. 介護職員通院看護加算	46. 介護職員通院看護加算
47. 介護職員訪問介護加算	47. 介護職員訪問介護加算
48. 介護職員通院介護加算	48. 介護職員通院介護加算
49. 介護職員訪問看護加算	49. 介護職員訪問看護加算
50. 介護職員通院看護加算	50. 介護職員通院看護加算
51. 介護職員訪問介護加算	51. 介護職員訪問介護加算
52. 介護職員通院介護加算	52. 介護職員通院介護加算
53. 介護職員訪問看護加算	53. 介護職員訪問看護加算
54. 介護職員通院看護加算	54. 介護職員通院看護加算
55. 介護職員訪問介護加算	55. 介護職員訪問介護加算
56. 介護職員通院介護加算	56. 介護職員通院介護加算
57. 介護職員訪問看護加算	57. 介護職員訪問看護加算
58. 介護職員通院看護加算	58. 介護職員通院看護加算
59. 介護職員訪問介護加算	59. 介護職員訪問介護加算
60. 介護職員通院介護加算	60. 介護職員通院介護加算
61. 介護職員訪問看護加算	61. 介護職員訪問看護加算
62. 介護職員通院看護加算	62. 介護職員通院看護加算
63. 介護職員訪問介護加算	63. 介護職員訪問介護加算
64. 介護職員通院介護加算	64. 介護職員通院介護加算
65. 介護職員訪問看護加算	65. 介護職員訪問看護加算
66. 介護職員通院看護加算	66. 介護職員通院看護加算
67. 介護職員訪問介護加算	67. 介護職員訪問介護加算
68. 介護職員通院介護加算	68. 介護職員通院介護加算
69. 介護職員訪問看護加算	69. 介護職員訪問看護加算
70. 介護職員通院看護加算	70. 介護職員通院看護加算
71. 介護職員訪問介護加算	71. 介護職員訪問介護加算
72. 介護職員通院介護加算	72. 介護職員通院介護加算
73. 介護職員訪問看護加算	73. 介護職員訪問看護加算
74. 介護職員通院看護加算	74. 介護職員通院看護加算
75. 介護職員訪問介護加算	75. 介護職員訪問介護加算
76. 介護職員通院介護加算	76. 介護職員通院介護加算
77. 介護職員訪問看護加算	77. 介護職員訪問看護加算
78. 介護職員通院看護加算	78. 介護職員通院看護加算
79. 介護職員訪問介護加算	79. 介護職員訪問介護加算
80. 介護職員通院介護加算	80. 介護職員通院介護加算
81. 介護職員訪問看護加算	81. 介護職員訪問看護加算
82. 介護職員通院看護加算	82. 介護職員通院看護加算
83. 介護職員訪問介護加算	83. 介護職員訪問介護加算
84. 介護職員通院介護加算	84. 介護職員通院介護加算
85. 介護職員訪問看護加算	85. 介護職員訪問看護加算
86. 介護職員通院看護加算	86. 介護職員通院看護加算
87. 介護職員訪問介護加算	87. 介護職員訪問介護加算
88. 介護職員通院介護加算	88. 介護職員通院介護加算
89. 介護職員訪問看護加算	89. 介護職員訪問看護加算
90. 介護職員通院看護加算	90. 介護職員通院看護加算
91. 介護職員訪問介護加算	91. 介護職員訪問介護加算
92. 介護職員通院介護加算	92. 介護職員通院介護加算
93. 介護職員訪問看護加算	93. 介護職員訪問看護加算
94. 介護職員通院看護加算	94. 介護職員通院看護加算
95. 介護職員訪問介護加算	95. 介護職員訪問介護加算
96. 介護職員通院介護加算	96. 介護職員通院介護加算
97. 介護職員訪問看護加算	97. 介護職員訪問看護加算
98. 介護職員通院看護加算	98. 介護職員通院看護加算
99. 介護職員訪問介護加算	99. 介護職員訪問介護加算
100. 介護職員通院介護加算	100. 介護職員通院介護加算
101. 介護職員訪問看護加算	101. 介護職員訪問看護加算
102. 介護職員通院看護加算	102. 介護職員通院看護加算
103. 介護職員訪問介護加算	103. 介護職員訪問介護加算
104. 介護職員通院介護加算	104. 介護職員通院介護加算
105. 介護職員訪問看護加算	105. 介護職員訪問看護加算
106. 介護職員通院看護加算	106. 介護職員通院看護加算
107. 介護職員訪問介護加算	107. 介護職員訪問介護加算
108. 介護職員通院介護加算	108. 介護職員通院介護加算
109. 介護職員訪問看護加算	109. 介護職員訪問看護加算
110. 介護職員通院看護加算	110. 介護職員通院看護加算
111. 介護職員訪問介護加算	111. 介護職員訪問介護加算
112. 介護職員通院介護加算	112. 介護職員通院介護加算
113. 介護職員訪問看護加算	113. 介護職員訪問看護加算
114. 介護職員通院看護加算	114. 介護職員通院看護加算
115. 介護職員訪問介護加算	115. 介護職員訪問介護加算
116. 介護職員通院介護加算	116. 介護職員通院介護加算
117. 介護職員訪問看護加算	117. 介護職員訪問看護加算
118. 介護職員通院看護加算	118. 介護職員通院看護加算
119. 介護職員訪問介護加算	119. 介護職員訪問介護加算
120. 介護職員通院介護加算	120. 介護職員通院介護加算
121. 介護職員訪問看護加算	121. 介護職員訪問看護加算
122. 介護職員通院看護加算	122. 介護職員通院看護加算
123. 介護職員訪問介護加算	123. 介護職員訪問介護加算
124. 介護職員通院介護加算	124. 介護職員通院介護加算
125. 介護職員訪問看護加算	125. 介護職員訪問看護加算
126. 介護職員通院看護加算	126. 介護職員通院看護加算
127. 介護職員訪問介護加算	127. 介護職員訪問介護加算
128. 介護職員通院介護加算	128. 介護職員通院介護加算
129. 介護職員訪問看護加算	129. 介護職員訪問看護加算
130. 介護職員通院看護加算	130. 介護職員通院看護加算
131. 介護職員訪問介護加算	131. 介護職員訪問介護加算
132. 介護職員通院介護加算	132. 介護職員通院介護加算
133. 介護職員訪問看護加算	133. 介護職員訪問看護加算
134. 介護職員通院看護加算	134. 介護職員通院看護加算
135. 介護職員訪問介護加算	135. 介護職員訪問介護加算
136. 介護職員通院介護加算	136. 介護職員通院介護加算
137. 介護職員訪問看護加算	137. 介護職員訪問看護加算
138. 介護職員通院看護加算	138. 介護職員通院看護加算
139. 介護職員訪問介護加算	139. 介護職員訪問介護加算
140. 介護職員通院介護加算	140. 介護職員通院介護加算
141. 介護職員訪問看護加算	141. 介護職員訪問看護加算
142. 介護職員通院看護加算	142. 介護職員通院看護加算
143. 介護職員訪問介護加算	143. 介護職員訪問介護加算
144. 介護職員通院介護加算	144. 介護職員通院介護加算
145. 介護職員訪問看護加算	145. 介護職員訪問看護加算
146. 介護職員通院看護加算	146. 介護職員通院看護加算
147. 介護職員訪問介護加算	147. 介護職員訪問介護加算
148. 介護職員通院介護加算	148. 介護職員通院介護加算
149. 介護職員訪問看護加算	149. 介護職員訪問看護加算
150. 介護職員通院看護加算	150. 介護職員通院看護加算
151. 介護職員訪問介護加算	151. 介護職員訪問介護加算
152. 介護職員通院介護加算	152. 介護職員通院介護加算
153. 介護職員訪問看護加算	153. 介護職員訪問看護加算
154. 介護職員通院看護加算	154. 介護職員通院看護加算
155. 介護職員訪問介護加算	155. 介護職員訪問介護加算
156. 介護職員通院介護加算	156. 介護職員通院介護加算
157. 介護職員訪問看護加算	157. 介護職員訪問看護加算
158. 介護職員通院看護加算	158. 介護職員通院看護加算
159. 介護職員訪問介護加算	159. 介護職員訪問介護加算
160. 介護職員通院介護加算	160. 介護職員通院介護加算
161. 介護職員訪問看護加算	161. 介護職員訪問看護加算
162. 介護職員通院看護加算	162. 介護職員通院看護加算
163. 介護職員訪問介護加算	163. 介護職員訪問介護加算
164. 介護職員通院介護加算	164. 介護職員通院介護加算
165. 介護職員訪問看護加算	165. 介護職員訪問看護加算



## 報酬算定構造やサービス提供実績記録票記載例等の必携資料を2色刷りで掲載

\*1 障害福祉サービスへの適用、公的機関での介護、地域移行支援事業所、特定目的支援事業所、障害児相談支援事業所への訪問、障害福祉サービス事業所の見学などを利用目的としています。

\*2 介護給付区分による障害者と、これに相当する支援の度合いにある障害者です。ただし、通院等介助（身体介助を伴う場合）＊1は、①障害支援区分2以上で、②障害支援区分の認定調査項目で次のいずれか一つ以上に認定されている人が対象です。

\*3 ①歩行 「全面的な支援が必要」  
②移乗 「守りの支援が必要」  
③移動 「守りの支援が必要」  
④排尿 「部分的な支援が必要」  
⑤排便 「部分的な支援が必要」

\*4 ①歩行 「全面的な支援が必要」  
②移乗 「守りの支援が必要」  
③移動 「守りの支援が必要」  
④排尿 「部分的な支援が必要」  
⑤排便 「部分的な支援が必要」

\*5 ①歩行、重度訪問介護、出行援助、行動援助の事業者と、介護職員の資格を有する者と、②障害児相談支援事業所の指訪問介護事業所等

\*6 ①歩行、重度訪問介護、出行援助、行動援助の事業者と、介護職員の資格を有する者と、②障害児相談支援事業所の指訪問介護事業所等

\*7 地域定着支援台帳の様式は各事業所が定めるもので差し支えありません。

報酬算定構造やサービス提供実績記録票も掲載しています

令和3年4月版

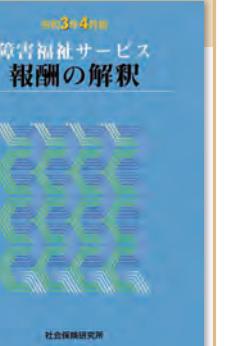
## 障害福祉サービス報酬の解釈

定価 本体4,600円+税(税込5,060円)

B5判・1,488頁

ISBN978-4-7894-1734-1 C3036 ¥4600E

商品No.160423

R3  
報酬改定  
対応

単位数表・指定基準からQAまで すべての情報をこの一冊に集約!  
制度の全体像を解説、単位数表と指定基準は通知と組み合わせて掲載

- 障害者総合支援法および児童福祉法にもとづく、障害福祉サービス・障害児支援の基準、とくに報酬算定と請求に照準をあて、実務上役立つように編集しました。
- 障害福祉サービス提供事業者・施設や相談支援事業者をはじめ、行政担当者、報酬関係実務担当者に待望の一冊です。
- 今回の改訂版は、令和3年4月の報酬改定に完全対応。各サービスの単位数はもちろん、新たな処遇改善加算に関連する通知や、改定内容を理解するための解説も掲載しています。

## 本書の構成

I サービスのしくみ(解説)	II 単位数表	III 指定基準	IV 関係告示・通知	V 疑義解釈
(1)障害福祉サービスを受けるまで	第1章 障害者総合支援法	③放課後等デイサービス	(1)算定基準関係 (2)指定基準関係	(1)令和3年度報酬改定Q&A
①障害者総合支援法の全体像	(1)計画相談支援	④居宅訪問型児童発達支援	(3)医療保険・介護保険等との調整	(2)2019年度報酬改定Q&A
②支給プロセスと支援区分の認定	(2)地域相談支援	⑤保育所等訪問支援	(4)平成30年度報酬改定Q&A	(3)平成29年度報酬改定Q&A
③支給決定のしくみ	(3)障害福祉サービス	⑥障害児入所支援	(5)平成27年度報酬改定Q&A	(6)平成26年度制度改正Q&A
(2)サービス内容と指定基準	①居宅介護	①福祉型障害児入所施設	(7)参考・新型コロナ対応	(7)参考・新型コロナ対応
①サービス事業所・施設の指定	②重度訪問介護	②医療型障害児入所施設		
②相談支援の体系と計画相談支援	③同行援護			
③地域相談支援	④行動援護			
④居宅における生活支援	⑤療養介護			
⑤日中活動と住まいの場の提供	⑥生活介護			
⑥訓練等給付	⑦短期入所			
⑦障害児を対象としたサービス	⑧重度障害者等包括支援			
(3)事業所での給付費の請求	⑨施設入所支援			
①介護給付費等の請求と支払い	⑩自立訓練(機能訓練)			
②電子請求受付システム	⑪自立訓練(生活訓練)			
③簡易入力システムを使用した請求	⑫就労移行支援			
(4)令和3年度報酬改定のポイント	⑬就労継続支援A型			
①主な改定内容	⑭就労継続支援B型			
②算定構造とサービス提供実績記録票	⑮就労定着支援			
③請求書と明細書	⑯自立生活援助			
	⑰共同生活援助			
	第2章 児童福祉法			
	(1)障害児相談支援			
	(2)障害児通所支援			
	①児童発達支援			
	②医療型児童発達支援			

## I-1 ■ サービス内容と指定基準

## 2 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。<sup>※1</sup>「常時の連絡体制」は、携帯電話によることもできますが、緊急の事態に連絡や介助が行われる体制が前提です。

サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って想切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことや肝要とされています。また必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等、適切な

## ● 地域定着支援の対象者

地域生活を継続していくための連絡体制が必要と見込まれ、(1)居宅において単身で生活する者、(2)居宅において家族と同居する者等で緊急時の支援が見込める者。

## ● 地域定着支援の運営基準

(1)対象者ごとに、緊急時に必要な家族、サービス事業者、医療機関等の連絡等を記載した地域定着支援台帳を作成します。  
(2)利用者との常時の連絡体制を確保するとともに、居宅への訪問等を行い、利用の状況を把握します。  
(3)緊時に速やかに居宅への訪問による状況把握を実施するとともに、家族や関係機関との連絡調整、一時的な滞在支援(指定障害福祉サービス事業者に委託)等の支援を行います。

## ● 地域定着支援台帳の作成

地域定着支援環境、③緊急の連絡体制を確保するための連絡調整、④他の利用者との連絡体制を確立するための連絡調整、⑤緊急時の連絡体制を確立するための連絡調整、⑥常勤で3人以下の連絡体制を確立するための連絡調整、⑦常勤で4人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑧常勤で5人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑨常勤で6人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑩常勤で7人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑪常勤で8人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑫常勤で9人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑬常勤で10人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑭常勤で11人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑮常勤で12人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑯常勤で13人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑰常勤で14人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑱常勤で15人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑲常勤で16人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、⑳常勤で17人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉑常勤で18人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉒常勤で19人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉓常勤で20人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉔常勤で21人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉕常勤で22人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉖常勤で23人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉗常勤で24人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉘常勤で25人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉙常勤で26人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉚常勤で27人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉛常勤で28人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉜常勤で29人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉝常勤で30人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉞常勤で31人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で32人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で33人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で34人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で35人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で36人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で37人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で38人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で39人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で40人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で41人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で42人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で43人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で44人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で45人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で46人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で47人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で48人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で49人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で50人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で51人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で52人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で53人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で54人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で55人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で56人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で57人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で58人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で59人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で60人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で61人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で62人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で63人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で64人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で65人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で66人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で67人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で68人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で69人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で70人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で71人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で72人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で73人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で74人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で75人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で76人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で77人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で78人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で79人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で80人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で81人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で82人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で83人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で84人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で85人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で86人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で87人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で88人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で89人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で90人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で91人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で92人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で93人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で94人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で95人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で96人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で97人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で98人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で99人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で100人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で101人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で102人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で103人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で104人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で105人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で106人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で107人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で108人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で109人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で110人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で111人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で112人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で113人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で114人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で115人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で116人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で117人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で118人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で119人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で120人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で121人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で122人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で123人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で124人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で125人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で126人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で127人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で128人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で129人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で130人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で131人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で132人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で133人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で134人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で135人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で136人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で137人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で138人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で139人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で140人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で141人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で142人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で143人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で144人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で145人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で146人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で147人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で148人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で149人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で150人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で151人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で152人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で153人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で154人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で155人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で156人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で157人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で158人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で159人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で160人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で161人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で162人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で163人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で164人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で165人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で166人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で167人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で168人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で169人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で170人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で171人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で172人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で173人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で174人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で175人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で176人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で177人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で178人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で179人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で180人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で181人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で182人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で183人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で184人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で185人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で186人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で187人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で188人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で189人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で190人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で191人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で192人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で193人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で194人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で195人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で196人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で197人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で198人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で199人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で200人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で201人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で202人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で203人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で204人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で205人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で206人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で207人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で208人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で209人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で210人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で211人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で212人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で213人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で214人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で215人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で216人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で217人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で218人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で219人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で220人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で221人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で222人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で223人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で224人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で225人以上の連絡体制を確立するための連絡調整、㉟常勤で226人以上の連絡体制を確立するための連絡





令和3年度版 10月発売予定

# 保険料と介護保険財政 介護保険の実務

改訂  
新版

定価 本体2,400円+税(税込2,640円)  
A5判・約300頁  
ISBN978-4-7894-7021-6 C2032 ¥2400E  
商品No.700046

QRコード

## 実務に研修に役立つ、密度の高い一冊 市町村担当者必携です！

- 保険料と介護保険財政を中心として、介護保険における保険者事務について詳しく解説した実務書です。事例や運用ができる限り記述する一方、介護保険制度の基本的な考え方を説いています。
- 解説には法令上の根拠を示していますので、知識の整理等にも役立ちます。
- 今版では、地域共生社会の実現に向けた令和2年改正法による制度改正にあわせて、内容の見直し・充実を図っています。

### 本書の構成(予定)

I 介護保険財政	III 保険料の賦課・徴収
(1)介護保険制度	(1)賦課期日、月割賦課
(2)介護保険の財政構造	(2)暫定賦課、遡及賦課
(3)公費負担	(3)特別徴収
(4)財政安定化基金	(4)普通徴収
(5)地域支援事業	(5)保険料の徴収猶予、減免
(6)保険者、被保険者	(6)地方税法の準用
(7)保険給付	(7)督促、滞納処分
II 第1号被保険者の保険料	(8)滞納者に対する保険給付の制限
(1)保険料の設定	(9)時効
(2)保険料の算定方法	
(3)介護保険事業(支援)計画	
(4)9段階設定	
(5)市町村民税	
(6)保険料設定の弾力化	
(7)公費による低所得者の保険料軽減強化	
	IV 医療保険者の介護給付費・地域支援事業支援納付金と第2号被保険者の保険料
	○索引

第2節 介護保険の財政構造

制度設計の考え方を懇切丁寧に解説

1 公費負担についての論点

このように、社会保険方式を採用しつつ、費用の半分を公費で賄うこととした理由は、  
 ① 介護サービスの提供に対しては、一定の公的責任があること  
 ② 制度創設前の老人福祉制度においては基本的に公費によりサービスを提供していたほか、社会保険方式を基本とする老人保健制度においても介護色の強いサービスについては給付費の5割を公費で賄っていたこと  
 ③ 仮に、給付に必要な費用をすべて保険料財源で賄うこととした場合、被保険者の保険料負担が過大なものとなることなどによるものである。

また、老人福祉制度が基本的に国、都道府県、市町村で2:1:1という負担割合であったことを勘案し、公費のうちのそれぞれの負担割合は2:1:1の比率とされたものである。

2 第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合

介護保険財政は、公費により給付費の5割が賄われるので、被保険者の保険料で賄う部分は、給付費の5割となっている。そして、保険料負担については、第1号被保険者と第2号被保険者が公平に負担するという観点から、両者における1人当たりの保険料水準が等しくなるよう振り分けられる。このため、給付費に対する割合は、平成12～14年度においてはそれぞれ17%と33%に、平成15～17年度においてはそれぞれ18%と32%に、平成18～20年度においてはそれぞれ19%と

図表を用いた複雑なしくみをわかりやすく表示

介護保険財政の構造

負担割合	負担者	割合
23.0%	第1号被保険者 保険料※1	平均23.0%
32.0%	第2号被保険者 保険料※1	27.0%
17.5%	都道府県負担金※2	12.5%
20.0%	市町村負担金	12.5%
5.0%	調整交付金 平均5.0%	5.0%
2.5%	国庫負担金※2	2.0%

※1 平成12～14年度においては、第1号被保険者の保険料が平均17%、第2号被保険者の保険料が33%、平成15～17年度においては、それぞれ平均18%、32%、平成18～20年度においては、それぞれ平均19%、31%、平成21～23年度においては、それぞれ平均20%、30%、平成24～26年度においては、それぞれ平均21%、29%、平成27～29年度においては、それぞれ平均22%、28%。  
 ※2 平成18年度から都道府県指定の介護保険施設及び特定施設(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)の給付費については、国15%、都道府県17.5%、市町村給付費については国20%、都道府県12.5%。

法令上の参照箇所を明示

31%に、平成21～23年度においてはそれぞれ20%と30%に、平成24～26年度においてはそれぞれ21%と29%に、平成27～29年度においてはそれぞれ22%と28%に、平成30～32年度においてはそれぞれ23%と27%に設定されている。

このように、全国における給付費に対する第2号被保険者の負担割合は、次式を基準として、3年ごとに政令で定めることとされている(法第125条第2項参照)。

全国の第2号被保険者の見込み数 × 1/2  
全国の被保険者(第1号被保険者+第2号被保険者)の見込み数

ここで、2分の1を乗じるのは、公費が給付費の2分の1を賄うことから、保険料負担分は残りの2分の1であることによるものである。

平成30年度から平成32年度の計画期間における第1号被保険者と第2号被保険者の見込み数については、各被保険者数の実績値及び将来人口推計等を用いて、平成30年から平成32年の3年間の平均として、それぞれの被保険者数を算定したところ、100分の27という第2号被保険者負担率が示されている。

第2号被保険者の負担分は、医療保険者を通じて介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に支払われる。医療保険者との介護給付費納付金の額は、そこに加入する第2号被保険者の人数に応じて振り分けられ、決定される。

なお、第1号被保険者の1人当たり平均保険料と第2号被保険者の1人当たり平均保険料は、このように等しくなるように定められているが、正確には、市町村特別給付を要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用、前計画期間における財政安定化基金借入金の償還に要する費用、保健福祉事業に要する費用等は、第1号被保険者の保険料額は、この分だけ高くなる。また、第2号被保険者の負担分には被用者保険では事業主負担が、国民健康保険では公費負担が存在している。

2号被保険者に第1号被保険者と同様の保険料を求める理由について

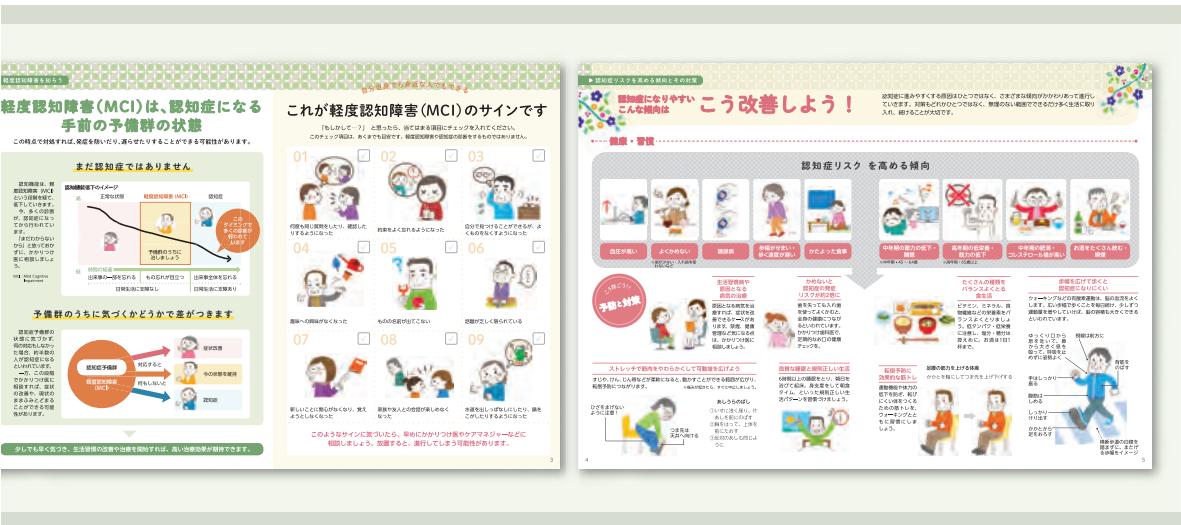
第2号被保険者は、その介護リスクが低く、また給付が行われるのは特定疾病に起因する要介護状態に限られるにも関わらず、第1号被保険者と1人当たりの保険料額を同じものとされている理由は、以下のとおりである。

- 第1号被保険者に対する介護給付の中には、従来の老人保健制度を通じて医療保険者が負担してきた部分が含まれるなど、第2号被保険者自身も第1号被保険者に対する介護給付により医療保険料の負担者としての受益を有していること
- 第2号被保険者の対象年齢である40歳以降は、老親の介護が問題となる時期であり、介護保険により、その介護負担が軽減されるなど一定の受益があること
- 現役世代の方が一般的に負担能力が高いこと

# 認知症 ステージ別パンフレット



認知症に係る患者さまやそのご家族の皆さまへ、それぞれのステージに応じた、有益な情報を掲載したパンフレットをご用意しております。





## かかりつけ医のための 認知症マニュアル



公益社団法人 日本医師会 編／監修：西島英利  
著：阿部康二 池田学 浦上克哉 江澤和彦 瀬戸裕司 武田章敬 渡辺憲

定価 本体1,000円+税10% (税込1,100円) / B5判・136頁 / 2020年3月発刊  
ISBN978-4-7894-1827-0 C3047 ¥1000E / 商品№160461

### 「認知症施策推進大綱」をはじめとした我が国の認知症施策の新しい展開に対応！

- 地域のかかりつけ医が、日常診療において認知症の方と家族に対応する際に参考とすべき点をまとめた書籍です。患者の変化に気づくことで早期対応を行うためのポイントや、認知症の診断基準、専門医への紹介や介護・福祉サービスとの連携を行う際の具体的な手続きなどをわかりやすくまとめています。
- 2025年には認知症の方は約700万人に達すると予測され、認知症になってしまって住み慣れた地域で暮らせる社会の実現をめざし、国を挙げて認知症対策が進められています。地域の医師にも、認知症患者に早期から対応することが求められています。本書は研修等を受ける前の医師がはじめに読む入門書としても最適です。
- 新オレンジプランや認知症施策推進大綱、認知症高齢者の運転免許に関する道路交通法の改正など、好評を博した前回版の内容をアップデートするとともに新たなコンテンツを追加し、最新の認知症施策に対応したより充実したマニュアルとなっています。



## マンガでわかる 75歳からの運転免許



定価 本体1,500円+税10% (税込1,650円) / B5判・180頁 / 2019年9月発刊  
ISBN978-4-7894-0651-2 C2032 ¥1500E / 商品№160652

### 高齢者の運転免許と認知機能検査のすべてがわかる

- 卷頭に、わかりやすいマンガを掲載し、認知症高齢者の運転と免許に関する制度や、周囲の人たちの対応についての内容もさらに詳しくなった最新版です。
- 「道路交通法の一部を改正する法律」による、①臨時適性検査制度、②臨時認知機能検査制度、③臨時高齢者講習制度についても詳しく解説しています。
- 高齢者の方ご本人やご家族の方々のみならず、診断書作成に携わるかかりつけ医や、関わりの深い介護保険事業者・地域包括支援センター、市町村等の高齢者の相談窓口の方が、知っておくべき情報をわかりやすくまとめた関係者必携の一冊です。

制度・実務に強い、  
医療・介護の  
情報提供サイト

社会保険旬報  
Web 医療と介護  
<https://info.shaho.co.jp/iryou/>



株式会社 社会保険研究所

〒101-8522 東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282  
TEL.03-3252-7901 FAX.03-3252-7977



社会保険研究所オンラインブックストア  
<https://shop.shaho.co.jp>